

あらためて考える機会、そう多くありません。特に日本では、住宅を持つことは個人的な事柄と思われており、住宅を社会的な問題として考える機会も少ないように思います。この章では「住まう」ことの社会性について少しばかり考えてみたいと思います。

Step 2 考えてみよう！

【質問】 10年後にどういう住み方をしたいですか。メモして下さい。

【アイデア交換】 メモしたアイデアを、グループの人と共有してみてください。

住まう

10章

▷関連章

11章
12章

■キーコンセプト

機会の平等／結果の平等、基本的人権、コミュニティ、社会保障、福祉

Step 1 「住まう」ことは個人的なこと？

ある国の豊かさを示す指標として伝統的に用いられてきたのは、経済の規模を示すGDP（国内総生産¹⁾）です。しかしGDPをめぐっては、経済の規模だけで生活の豊かさを捉えることができるのか、という批判があり、次第に、経済以外の側面を視野に入れた、生活の豊かさの研究が行われるようになりました。この流れを受けて、現在、たとえば経済協力開発機構（OECD²⁾）では、生活の質に関する11の分野のデータを組み合わせた「より良い暮らし指標（Better Life Index: BLI³⁾）」という数値を、2011年から毎年発表しています。

BLIには住宅に関するデータが含まれています。「好ましい居住環境で暮らすことは、人々の生活の最も重要な一面」だとOECDがみなしているからです。その理由として、OECDは、雨風や暑さや寒さをしのげること、安全に休んだり眠ったりできること、外から見られない空間を確保できること、資産になることを挙げています。日本語にも「衣食住」という言葉がありますが、人間の基本的な欲求を満たしてくれるものとして、住宅は人間のより良い暮らしに不可欠だとされています。住居を持つことは、現代では基本的な人権の一つだとみなされるようになって⁴⁾います。

しかしそのわりには、自分の住む家や自分たちの住み方について

1) GDPは、一国内部で一定期間の間に生産されたものの金銭的価値を表す指標です。金銭的価値とは、市場での売上高から生産コストを引いたものを指します。

2) OECDは、各国の経済や国際経済について話し合ったり調整したりする国際機関のことです。

3) OECDのBLIのサイトは、指標の中のどの項目を重視するかで、利用者が独自のランキングを作れるおもしろい作りになっています。「より良い暮らし」の形や順位を決め

るのはOECDではありません。決めるのはあなた自身です」だそうです。（<http://www.oecdbetterlifeindex.org/>）また、BLIとは異なるタイプの指標として、国際連合が2012年から公表している世界幸福度報告もあります。（<https://worldhappiness.report/>）

4) 1948年に国連で採択された世界人権宣言では、すべての人が衣食住の面で十分な生活水準を保持する権利を認めました。最近でも、1996年に国連で採択された居住の権利宣言によって、「適切な」住居を持つ権利がすべての人の権利であることが、あらためて確立されました。日本もこの宣言に賛成しています。ではどのような住宅が「適切な」住居とされているのでしょうか。調べてみましょう。

Step 3 住宅をめぐる願望と住宅政策の戦後史

Step 2では10年後にどういう住み方をしたいかを尋ねました。住み方と聞いて多くの人がまず思い浮かべるのは、おそらく住宅だと思います。住居の広さや間取り、外観や内装などに関して、いろいろな希望が出たでしょう。一戸建てかマンションか、持ち家が賃貸か、といったことについても、それぞれの理想があると思います。では、いま日本に住んでいる人たちは、どのような住宅を望んでいるでしょうか。2017年の国土交通省の調査⁵⁾によれば、一戸建てを希望する人は約65%、マンションが約10%でした。また一戸建てかマンションかを問わず、いわゆる持ち家願望のある人は約76%で、この数字は過去30年ほどほとんど変わっていません。

では人々は、実際にはどのような住宅に住んでいるのでしょうか。

5)平成29年度「土地問題に関する国民の意識調査」の結果の概要は (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensa_sangyo_tk2_000018.html)を参照。

6) ちなみに1996年に一戸建てを希望していた人は約90%だったので、長期的には一戸建て希望はかなり減ってきています。

7) 平成25年「住宅・土地統計調査」より。結果の概要は (<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/tyousuke.html>)を参照。なお住宅の数と人の住んでいる住宅の数が異なるのは、一世帯が複数の住宅を所有していたり、人の住んでいない空き家が増えているためです。現在、総住宅数の約14%、7戸に1戸が空き家です。

8) 日本の住宅政策については、早川(1997)や本間

総務省の調査によれば、2013年時点で日本の総住宅数は6063万戸、そのうち人の住んでいる住宅が約5210万戸です⁷⁾。そしてこれらのうちの約55%が一戸建てで、約42%がマンションなどの共同住宅です。また持ち家の比率は約62%で、この数字もこの40年ほどあまり変わっていません。どんな住宅に住みたいか、という理想に比べれば低いですが、それでもかなり多くの人々が、希望通り、一戸建てや持ち家に住んでいることがわかります。

一戸建てに住みたいとか、持ち家がほしいといった願望は、ごく私的な好みや望みのように思われます。また、そうした願望は、通常、個人的な努力によって実現すべきだと思われています。このように住宅に関する事柄は、個人やその家族だけに関わる私的な事情であって、それ以外の人たちには関わりのないことだとみなされます。ですが、住宅をめぐるこうした考え方や態度は、世界中どこへ行っても同じというわけではありません。少なくとも部分的には、日本社会のあり方に影響を受けて形成されてきたものです。ここではこうした態度の形成に影響を与えた要因として、特に第二次世界大戦後の日本の住宅政策に注目してみます⁸⁾。

敗戦後、戦災による住宅の焼失や海外から日本に帰国する引揚者の増加のため、都市部を中心に、住宅不足が深刻な問題となりました。そのため戦後しばらくは、応急的な住宅政策として簡易住宅を公的に建設するなど、国家や地方自治体の責任で住宅不足を解消しようとする住宅政策が採られました。

1950年頃からは、より長期的な視野に基づく住宅政策が採られるようになります。公営住宅・住宅金融公庫・公団住宅は、そうした住宅政策の代表的な産物です。公営住宅は、地方自治体が住宅を建設したり、買取ったり、借上げたりして、個人に貸す住宅です。借主が住宅を建築したり購入したりするのための資金を、安い利息で融資する公的な金融機関です。これによって人々が持ち家を取得するように促そうとしました。公団住宅は、都市圏を中心に日本住宅

公団が供給してきた、団地と呼ばれる集合住宅です。中所得者向けに住宅を供給するのがねらいでした。ですが、実際に公庫の融資を受けたり団地に入ることができた人々の多くは、比較的恵まれた層でしたし、低所得者向けの公営住宅はなかなか増えませんでした。

1950年代後半からの高度経済成長期には、大量の人々が労働力として地方から都市へと移動し、住宅があらためて不足しました。これを補うために、今度は公的機関によってではなく民間の手で、比較的建築費や家賃の安い木造賃貸アパートが多く建てられました。

個人的な努力で住居を手に入れるようとする国民の傾向を、決定的にしたのが、1966年に制定された住宅建設計画法だといわれます。この法律に基づいて「一世帯一住宅⁹⁾」をスローガンにした第一期の住宅建設5カ年計画が始まります。この計画でも、公的な住宅建設より、民間による住宅建設が重視され、目標住宅数の7割を民間で建設するとされました。それを担ったのは、戦前から沿線で住宅を供給してきた阪神・阪急・東急・西武といった民間の鉄道会社や、1950年代に増えていった民間の住宅産業——ディベロッパーや住宅メーカー——です。これら民間の業者によって、宅地の造成やプレハブ住宅(工場で部材を製作し現場で組み立てる工法の住宅)の供給、高級志向の集合住宅の分譲などが進みました。ニュータウンと呼ばれる大規模な住宅地も、各地で次々と建設されました。高度経済成長の中で、持ち家を手に入れることが可能な世帯も増え、そうでない人々も、親族からお金を借りるなどして土地や住宅を手に入れている人もいました。こうして1968年には総住宅数が総世帯数を上回って、理屈の上では一世帯一住宅が達成されます。

その後も住宅建設5カ年計画は、2005年度まで8期にわたって続きました。その間に、銀行をはじめとする民間の金融機関が住宅ローンと呼ばれる融資を充実させていたり、1980年代後半の不動産バブルと呼ばれる地価や住宅の桁外れの高騰もありました。そして2006年、住宅の数が充分になったことを理由に、住宅建設計画法は廃止されます。代わって住生活基本法という法律が、新しく制定

(2009)を参照のこと。

9) 一つの世帯が一つの住宅を持つのが目標だ、という意味です。

され、より質の高い居住環境の整備を、行政だけでなく、住宅関連事業者などの主体的な取組によって実現すべきだとしました。その結果、国家や地方自治体が、国民に適切な住居を供給する義務は、かつての住宅建設計画法の時代以上に小さくなり、民間業者や消費者自身の責任がさらに大きくなったといわれます。

戦後日本の住宅政策の歴史を振り返ってみると、国民が自分たちの個人的な努力で適切な住居を手に入れるように促す政策が中心であり、すべての国民が適切な住居に住めるように国家や地方自治体が努力するという性格は弱かったといえます。戦後日本を生き延びた人々は、そうしなかった住宅政策の影響を多かれ少なかれ受けてきました。それにより少なくなりましたが、「マイホーム」を手に入れるという願望を抱き、実際にそのための努力をして自分で家を手に入れてきました。その結果、現代の日本では数多くの住宅が建ち並び、多くの人が安全やプライバシーといった基礎的なニーズを充足させてきました。これが、住宅政策と住宅をめぐる願望の戦後史の、少なくとも一側面だったといえます。

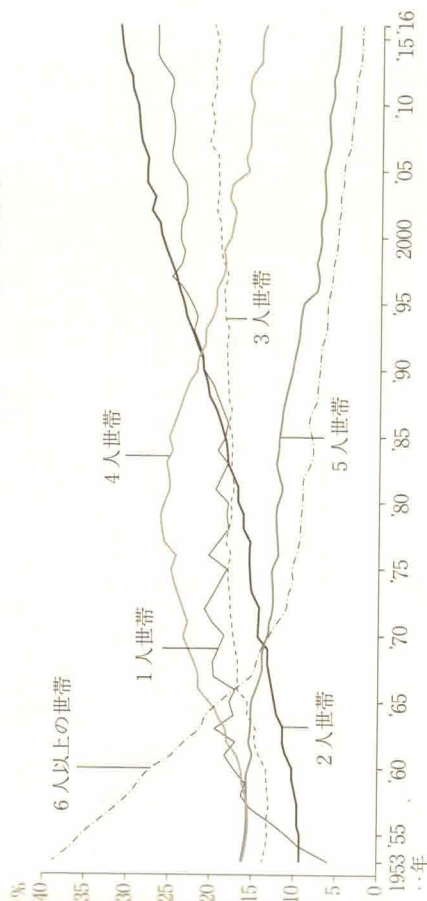
Step 4 住まい方の変化とコミュニティ

では、建ち並ぶ住宅の中での人々の住まい方は、どのように変化してきたでしょうか。

ここではそうした情報の一つとして、図表10-1を挙げておきます。これは、日本の全世帯を1人世帯から6人以上世帯までのグループに分けて、第二次世界大戦後から現在まで、それぞれのグループの割合がどのように変化してきたか、を表したものです。ここでいう世帯とは、大雑把に言えば、同じ住宅に住んでいて、一つの家族として生計をとりにしている人のこと¹⁰⁾です。

このグラフによれば、戦後直後は全世帯の半分近くが、6人以上世帯でした。たとえて言えば、『サザエさん』や『ちびまる子ちゃん』のような世帯です。しかし6人以上世帯は、戦後劇的に減って

図表10-1 世帯人員別に見た世帯数の構成割合の年次推移



出典) 厚生労働省 (2018) 「国民生活基礎調査 (平成28年) の結果から グラフでみる世帯の状況」 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/2021.html>) を加工して作成。

き、いまではほとんど見かけなくなっています。これに対し、1960年代後半から1980年代にかけて多かったのが、4人世帯です。典型的には『クレヨンしんちゃん』のように、夫婦と未婚の2人の子どもから構成される家族です。しかし、多いときには全世帯の4分の1を占めていた4人世帯も、1980年代後半から減り始め、いまでは15%程度です。現在、多数を占めているのは、1人世帯から3人世帯で、日本の住宅で暮らす7割が少人数世帯となっています。

住宅と世帯に関する以上のようなデータから、現代日本における住み方に関して、次のような姿が浮かび上がってきます。先ほど述べたように、現代の日本には、総人口の半分に近い6000万戸の住宅が、ひしめき合うように建ち並んでいます。ただし、その大半に暮らしているのは、1人から3人という少人数世帯です。このことから、戦後直後の6人以上世帯などに比べて、各世帯が担える役割や果たせる機能も小さくなってきているのでは、と推察できます。

そんな家族の機能を補うために重要だといわれるものの一つが、まちや地元、地域と呼ばれる環境です。地域が私たちの生活に大き

10) 正確に言えば、世帯は家族と一致しません。世帯と家族の定義の詳細については、たとえば総務省統計局「世帯・家族の属性に関する用語」(<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/word2.html>) や厚生労働省「国民生活基礎調査」の「用語の解説」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/2021tyousa.html#anchor13>) を見てください。

11) R. マックキヴァー (1917=2009) はコミュニティを「地域に住む人々のつながりに関心を持ち、強いつながりを備えた空間を「コミュニティ」という概念で呼びました。近年ではR. パットナムやJ. コールマンが、人々の間に存在するつながりを「ソーシャル・キャピタル (社会资本、社会関係資本)」と名づけ、ソーシャル・キャピタルが豊かであるほど、その地域の治安や経済、健康や教育などにプラスの効果及ぼすようになりました。¹²⁾

人の生活にとってコミュニティが大事であることは、とりわけ1995年の阪神淡路大震災や2011年の東日本大震災を経て、広く認識されてきました。コミュニティから切り離された仮設住宅や復興住宅での「孤独死」の問題がメディアでも大きく取り上げられ、住宅の再建と同時にコミュニティの再建が大事だといわれるようになりまし。NPOやボランティアといった、営利を目的としない市民活動への関心も高まってきました。国家や自治体も、従来のような上からの都市計画や都市開発だけでなく、地域住民による下からの自主的なまちづくりが大切だ、と主張するようになりました。

ですが、人の生活にとっていかにコミュニティが大事であるとはいえ、現代において地域のつながりを強めることはそれほど簡単ではありません。2015年の『国民生活時間調査』¹⁴⁾によれば、たとえば現代の30代の男女が、仕事や家事や睡眠などの時間をのぞいて自分で自由に使うことのできる時間は、かなり限られています (男性は1日当たり3時間10分、女性は3時間20分)。しかもそうした時間の多くもスマートフォンやネットの視聴などに費やされています。その結果、社会参加の時間は、30代男性で3分、女性で5分となっています。これだけでどうして地域とのつながりを強めることができるのでしょうか。なぜ地域という空間を整えるための時間が、これほど乏しいのでしょうか。直接的にはもちろん、それぞれの人が仕事や家事に忙しく、それ以外のことに割く時間や余力がないからです。「過労死」という言葉があるように、日本は長時間労働で知られてきました。くわえて特に大都市では、会社のある都心ではなく郊外に住むこと

が多く、通勤にかなりの時間を要します。かつてよりも血縁や地縁が乏しいところに、同じような経済的条件の人々が集まっています、それぞれ仕事時間も通勤時間も長いというのが、現代の地域です。そうであれば、いくら地域が大事という理想を語っても、実際に地域のつながりを強めることは、なかなか難しいと思われれます。

Step 5 基本的人権としての住まい

ここまで、住宅や地域といった比較的イメージしやすい観点から「住まう」ことについて考えてきました。最後に、住宅や地域に比べてずっと想像力が必要だと思われる観点から、「住まう」ことを考えてみたいと思います。それが福祉です。

日本語で福祉というと、高齢者福祉や障害者福祉といったように、対象となる人々が限定された特別なもののように思われがちです。ですが、それはまちがいです。福祉とは、あらゆる人が十分によく生きている状態、あらゆる人の生活の豊かさを意味します。そうした福祉を実現するために近代社会ではさまざまな制度が発展してきましたが、その代表的なものが社会保障と呼ばれる制度です。さまざまな生活上のリスクの負担を分散する社会保険や、国家が最低限度の生活を保障する公的扶助 (生活保護)¹⁵⁾が含まれます。

ただし、具体的にどんな社会保障制度が整っているかは、歴史的な違いもあり、国によってさまざまです。日本の社会保障制度の場合、そもそも全体としての社会保障支出の規模が比較的小さく、中でも家族に対する支援が小さいといわれます。そのため、育児であれ教育であれ介護であれ、さらには本章の住宅であれ、家族に関わることは、主にそれぞれの家族が、自分たちの時間とお金と労力で負担すべきだとみなされてきました。

こうした社会保障制度を考慮に入れば、現代の日本で暮らす多くの人たちにとって地域で過ごすための時間や余力がない、というStep 4の最後で触れた事情の理由は、単純に、仕事や家事に忙しい

12) ソーシャル・キャピタルは、た

13) Nonprofit Organization (非営利組織) の略。

14) NHK放送文化研究所のサイト (https://www.nhk.or.jp/bunken/index.html) で見られます。

15) 「平成24年版厚生労働白書: 社会保障を考える」は、社会保障について考える上で非常に有益な議論やデータが掲載されています。(https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/)

16) 海外の住宅政策に関しては、J. ケメニー (1992=2014) やA. オウヴェハン / G. ファンダーレン (2002=2009) を参照。

17) ソーシャル・キャピタルは、た

18) ソーシャル・キャピタルは、た

19) ソーシャル・キャピタルは、た

20) ソーシャル・キャピタルは、た

21) ソーシャル・キャピタルは、た

22) ソーシャル・キャピタルは、た

23) ソーシャル・キャピタルは、た

24) ソーシャル・キャピタルは、た

25) ソーシャル・キャピタルは、た

26) ソーシャル・キャピタルは、た

27) ソーシャル・キャピタルは、た

28) ソーシャル・キャピタルは、た

29) ソーシャル・キャピタルは、た

30) ソーシャル・キャピタルは、た

31) ソーシャル・キャピタルは、た

32) ソーシャル・キャピタルは、た

33) ソーシャル・キャピタルは、た

34) ソーシャル・キャピタルは、た

35) ソーシャル・キャピタルは、た

36) ソーシャル・キャピタルは、た

37) ソーシャル・キャピタルは、た

38) ソーシャル・キャピタルは、た

39) ソーシャル・キャピタルは、た

40) ソーシャル・キャピタルは、た

41) ソーシャル・キャピタルは、た

42) ソーシャル・キャピタルは、た

43) ソーシャル・キャピタルは、た

44) ソーシャル・キャピタルは、た

45) ソーシャル・キャピタルは、た

46) ソーシャル・キャピタルは、た

47) ソーシャル・キャピタルは、た

48) ソーシャル・キャピタルは、た

49) ソーシャル・キャピタルは、た

50) ソーシャル・キャピタルは、た

51) ソーシャル・キャピタルは、た

52) ソーシャル・キャピタルは、た

53) ソーシャル・キャピタルは、た

54) ソーシャル・キャピタルは、た

55) ソーシャル・キャピタルは、た

56) ソーシャル・キャピタルは、た

57) ソーシャル・キャピタルは、た

58) ソーシャル・キャピタルは、た

59) ソーシャル・キャピタルは、た

60) ソーシャル・キャピタルは、た

61) ソーシャル・キャピタルは、た

62) ソーシャル・キャピタルは、た

63) ソーシャル・キャピタルは、た

64) ソーシャル・キャピタルは、た

65) ソーシャル・キャピタルは、た

66) ソーシャル・キャピタルは、た

67) ソーシャル・キャピタルは、た

68) ソーシャル・キャピタルは、た

69) ソーシャル・キャピタルは、た

70) ソーシャル・キャピタルは、た

71) ソーシャル・キャピタルは、た

72) ソーシャル・キャピタルは、た

73) ソーシャル・キャピタルは、た

74) ソーシャル・キャピタルは、た

75) ソーシャル・キャピタルは、た

76) ソーシャル・キャピタルは、た

77) ソーシャル・キャピタルは、た

78) ソーシャル・キャピタルは、た

79) ソーシャル・キャピタルは、た

80) ソーシャル・キャピタルは、た

81) ソーシャル・キャピタルは、た

82) ソーシャル・キャピタルは、た

83) ソーシャル・キャピタルは、た

84) ソーシャル・キャピタルは、た

85) ソーシャル・キャピタルは、た

86) ソーシャル・キャピタルは、た

87) ソーシャル・キャピタルは、た

88) ソーシャル・キャピタルは、た

89) ソーシャル・キャピタルは、た

90) ソーシャル・キャピタルは、た

91) ソーシャル・キャピタルは、た

92) ソーシャル・キャピタルは、た

93) ソーシャル・キャピタルは、た

94) ソーシャル・キャピタルは、た

95) ソーシャル・キャピタルは、た

96) ソーシャル・キャピタルは、た

97) ソーシャル・キャピタルは、た

98) ソーシャル・キャピタルは、た

99) ソーシャル・キャピタルは、た

100) ソーシャル・キャピタルは、た

101) ソーシャル・キャピタルは、た

102) ソーシャル・キャピタルは、た

103) ソーシャル・キャピタルは、た

104) ソーシャル・キャピタルは、た

105) ソーシャル・キャピタルは、た

106) ソーシャル・キャピタルは、た

107) ソーシャル・キャピタルは、た

108) ソーシャル・キャピタルは、た

109) ソーシャル・キャピタルは、た

110) ソーシャル・キャピタルは、た

111) ソーシャル・キャピタルは、た

112) ソーシャル・キャピタルは、た

113) ソーシャル・キャピタルは、た

114) ソーシャル・キャピタルは、た

115) ソーシャル・キャピタルは、た

116) ソーシャル・キャピタルは、た

117) ソーシャル・キャピタルは、た

118) ソーシャル・キャピタルは、た

119) ソーシャル・キャピタルは、た

120) ソーシャル・キャピタルは、た

121) ソーシャル・キャピタルは、た

122) ソーシャル・キャピタルは、た

123) ソーシャル・キャピタルは、た

124) ソーシャル・キャピタルは、た

125) ソーシャル・キャピタルは、た

126) ソーシャル・キャピタルは、た

127) ソーシャル・キャピタルは、た

128) ソーシャル・キャピタルは、た

129) ソーシャル・キャピタルは、た

130) ソーシャル・キャピタルは、た

131) ソーシャル・キャピタルは、た

132) ソーシャル・キャピタルは、た

133) ソーシャル・キャピタルは、た

134) ソーシャル・キャピタルは、た

135) ソーシャル・キャピタルは、た

136) ソーシャル・キャピタルは、た

137) ソーシャル・キャピタルは、た

138) ソーシャル・キャピタルは、た

139) ソーシャル・キャピタルは、た

140) ソーシャル・キャピタルは、た

141) ソーシャル・キャピタルは、た

142) ソーシャル・キャピタルは、た

143) ソーシャル・キャピタルは、た

144) ソーシャル・キャピタルは、た

145) ソーシャル・キャピタルは、た

146) ソーシャル・キャピタルは、た

147) ソーシャル・キャピタルは、た

148) ソーシャル・キャピタルは、た

149) ソーシャル・キャピタルは、た

150) ソーシャル・キャピタルは、た

151) ソーシャル・キャピタルは、た

152) ソーシャル・キャピタルは、た

153) ソーシャル・キャピタルは、た

154) ソーシャル・キャピタルは、た

155) ソーシャル・キャピタルは、た

156) ソーシャル・キャピタルは、た

157) ソーシャル・キャピタルは、た

158) ソーシャル・キャピタルは、た

159) ソーシャル・キャピタルは、た

160) ソーシャル・キャピタルは、た

161) ソーシャル・キャピタルは、た

162) ソーシャル・キャピタルは、た

163) ソーシャル・キャピタルは、た

164) ソーシャル・キャピタルは、た

165) ソーシャル・キャピタルは、た

166) ソーシャル・キャピタルは、た

167) ソーシャル・キャピタルは、た

168) ソーシャル・キャピタルは、た

169) ソーシャル・キャピタルは、た

170) ソーシャル・キャピタルは、た

171) ソーシャル・キャピタルは、た

172) ソーシャル・キャピタルは、た

173) ソーシャル・キャピタルは、た

174) ソーシャル・キャピタルは、た

175) ソーシャル・キャピタルは、た

176) ソーシャル・キャピタルは、た

177) ソーシャル・キャピタルは、た

178) ソーシャル・キャピタルは、た

179) ソーシャル・キャピタルは、た

180) ソーシャル・キャピタルは、た

181) ソーシャル・キャピタルは、た

182) ソーシャル・キャピタルは、た

183) ソーシャル・キャピタルは、た

184) ソーシャル・キャピタルは、た

185) ソーシャル・キャピタルは、た

186) ソーシャル・キャピタルは、た

187) ソーシャル・キャピタルは、た

188) ソーシャル・キャピタルは、た

189) ソーシャル・キャピタルは、た

190) ソーシャル・キャピタルは、た

191) ソーシャル・キャピタルは、た

192) ソーシャル・キャピタルは、た

193) ソーシャル・キャピタルは、た

194) ソーシャル・キャピタルは、た

195) ソーシャル・キャピタルは、た

196) ソーシャル・キャピタルは、た

197) ソーシャル・キャピタルは、た

198) ソーシャル・キャピタルは、た

199) ソーシャル・キャピタルは、た

200) ソーシャル・キャピタルは、た

201) ソーシャル・キャピタルは、た

202) ソーシャル・キャピタルは、た

203) ソーシャル・キャピタルは、た

204) ソーシャル・キャピタルは、た

205) ソーシャル・キャピタルは、た

206) ソーシャル・キャピタルは、た

207) ソーシャル・キャピタルは、た

208) ソーシャル・キャピタルは、た

209) ソーシャル・キャピタルは、た

210) ソーシャル・キャピタルは、た

211) ソーシャル・キャピタルは、た

212) ソーシャル・キャピタルは、た

213) ソーシャル・キャピタルは、た

214) ソーシャル・キャピタルは、た

215) ソーシャル・キャピタルは、た

216) ソーシャル・キャピタルは、た

217) ソーシャル・キャピタルは、た

218) ソーシャル・キャピタルは、た

219) ソーシャル・キャピタルは、た

220) ソーシャル・キャピタルは、た

221) ソーシャル・キャピタルは、た

222) ソーシャル・キャピタルは、た

223) ソーシャル・キャピタルは、た

224) ソーシャル・キャピタルは、た

225) ソーシャル・キャピタルは、た

226) ソーシャル・キャピタルは、た

227) ソーシャル・キャピタルは、た

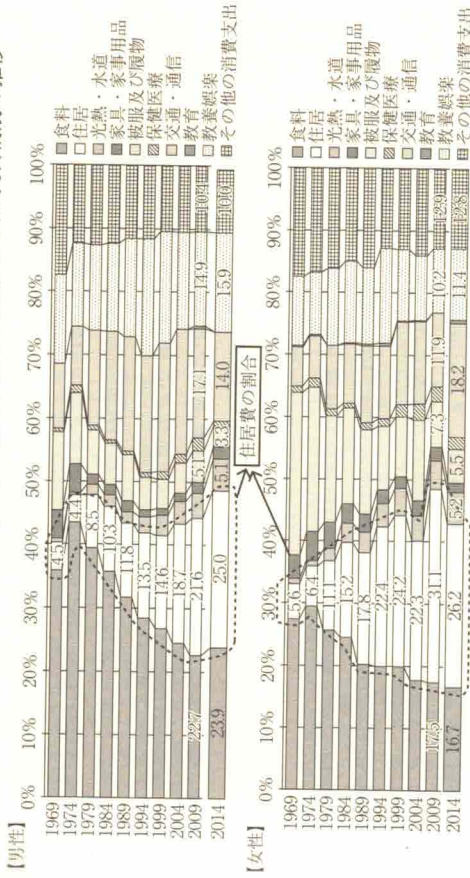
228) ソーシャル・キャピタルは、た

からだ、とはいえなくなりますが、日本の場合、個々の家族に負わせる負担を大
 ずの社会保障制度が、日本の場合、個々の家族に負わせる負担を大
 きくしてしまいう仕組みになっているため、人々の経済的・時間的な
 公的な住宅支援が不十分であるために、人々の経済的・時間的な
 負担が大きくなるという状況は、今後、これまで以上に深刻になる
 可能性があります。

その一例として図表10-2を見て下さい。これは、30歳未満の単
 身世帯の男女が何にお金を使っているか、を示したものです。1969
 年には消費に占める住居費の割合は5%程度でした。これに対し
 2014年には住居費が25%を超えています。この変化の要因はたく
 さんありますが、少なくともその一つとして、1990年代以降の雇用
 状況の変化があると思われま。非正規雇用が増加し、正規雇用の
 労働条件も悪化してきたことで、全体的な雇用の所得水準が下が
 り、所得の格差も拡大してきました。しかし日本には、Step 3で見
 たように、比較的家賃の安い公的な賃貸住宅は多くありません。ま
 た民間の賃貸は、公的な住宅よりもずっと高い家賃のものが増えて
 います。こうした状況の中で、それなりに質の高い住宅に住もうと
 思えば、どうしても住居費の負担が増えます。消費支出のうち4
 分の1も住居費が占めてしまうと、貯蓄などに回せるお金も限られ
 ます。その結果、やがて持ち家を手に入れたいと思っても、長く続
 く住宅ローンがこれ以上負担になるか、そもそも無理になる
 と予想されます。かつては多くの人々が憧れ、ある程度実現可能で
 あった、最初は賃貸住宅で最終的には「マイホーム」を手に入れる
 というストーリーは、これから先の世代では実現がなかなか難し
 く、できて、それに伴う負担が大きくなっていくと思われま。¹⁷⁾

本章の冒頭で、「住まう」ことは人間の基本的人権とみなされる
 ようになっていると述べました。ですがそのわりに、これまでの日
 本では、「住まう」ことはもっぱら個人的な問題だとみなされ、社
 会保障や福祉という観点からあまり考えられてきませんでした。戦
 後の経済成長のおかげもあって、住宅を購入する余裕がある人のた

図表10-2 30歳未満の勤労単身世帯の男女1カ月平均消費支出の費目構成の推移



出典) 国土交通省(2018)「平成30年度 住宅経済関連データ(6) 住宅と家計経済 1-(5) 所得・雇用環境の変化(若
 身世帯における住居費負担の増大)」(https://www.mlit.go.jp/statistics/details/tj_taku2_tk_000002.html)を加工し
 て作成。

めに、ローンの金利を引き下げたり減税額を増やす、といった措置
 さえしておけば、多くの人が自力で住宅を手に入れることができる程
 度できていました。ですが、雇用が不安定化し、住宅をめぐる負担
 や格差が大きくなりつつある現代の日本では、「住まう」ことをあ
 いかわらず個人的な問題とみなし続ければ、私たちの生活はかえっ
 て苦しくなっていくかもしれません。

ではそうした思考の習慣から離れて、「住まう」ことを社会的な
 ことがらとして考えられるようになれば、どうでしょうか。たとえ
 ば、住まいを自力で確保するのが困難な人のために、国家や地方自
 治体が良質な低家賃の公的な住宅を増やしたり、民間の賃貸住宅を
 借りる人のための公的な住宅手当を増やしたり、といった住宅政策
 を、社会保障の中心に組み込むわけです。その場合、人々は、自分
 で努力して家を手に入れることをそれほど当然だと思わなくなり、
 そのためのお金を稼ぐことにいままほども忙殺されずすみかもしれま
 せん。その結果、地域で過ごせるだけの時間的・経済的な余裕もい

17) 近年の住居を
 めぐる問題につい
 ては、住宅政策提
 案・検討委員会/認
 定NPO法人ビッ
 グイシュー基金が
 制作した「住宅政
 策提案書」(https://bigissue.or.jp/action/housing-policy/)や日本居
 住福祉学会のサイ
 ト(http://housingwellbeing.org/ja/)が参考にな
 ります。

まより多く手に入られるかもしれません。個人的なことと思われてきた「住まう」ことを、社会的な事柄として考えてみるという、そんな急がば回れこそが、現代の日本においてより良い暮らしを維持していくための近道かもしれません。

しかし、このような考え方に対する反論も予想されます。自力で住宅を手に入れようと努力している人にも、そうでない人にも、「住まう」ことに関して社会的なサポートが行われるとすれば、それは不公平ではないか、というものです。

公平さについて語られるとき、しばしばイメージされるのが、機会の平等です。どんな人に対しても同じ機会が与えられている状態が、公平だという考え方です。機会の平等は比較的イメージしやすく、それが公平であることも納得しやすいものです。「住まう」ことに当てはめれば、参加者の全員に同一のルールに基づいた、住宅を手に入れるというゲームが用意されており、どのような住宅を手に入れるかはそれぞれの人の努力次第であり、その結果として生じる格差もかたがたがない、というイメージです。

ただし、機会の平等が公平だといえるのは、参加者の全員が本当に同じスタート地点に立てる場合に限られます。そして現実には、参加者の全員が本当に同じスタート地点に立てるような完全な機会の平等など、存在しません。

そもそもそれぞれの人間は、生まれながらにさまざまに異なった素質や特徴を持っています。また、それぞれの人間を取り囲む環境もさまざまに異なっています。多くの社会学的な研究が明らかにしてきたことですが、現実の社会には、経済的な不平等や文化的な不平等、教育に関する不平等など、多くの不平等が存在しています。¹⁸⁾とりわけ親の世代の結果の不平等は、新しい世代にとっての機会の不平等につながります。そうした多くの不平等の中で、ある点に關してだけ同じ機会が与えられても、それは十分な機会の平等にはつながりません。このように、現実の社会に存在するのが機会の平等ではなく不平等であるならば、その結果として生じる格差は完全な

自己責任とはいえませぬ。そうした格差が新しい世代にとっての機会の不平等を生み出すのであれば、なおさらです。

このように考えれば、「住まう」ことに関する社会的なサポートを充実させていくことは、不公平ではないといえそうです。「住まう」ことは人間の生活にとって特に大事な土台であり、「住まう」ことをめぐる格差は、他のさまざまな不平等につながっていきまします。そうならないように、「住まう」ことに関する社会的なサポートを充実させ、ある程度の結果の平等を社会的に整えることは、現代の世代だけでなく未来の世代に対しても、多少とも機会の平等に近い状態を用意することにつながっていくのではないのでしょうか。

Step 6 自分でやってみよう！

海外の住宅政策にはどのようなものがあるか、日本のものとはどう違っているか、公営住宅や住宅手当を中心に調べてみて下さい。

【参考文献】

- アンドレ・オウヴェルハント／ヘルス・ケ・ファンダーレン (2002=2009) 『オランダの社会住宅』角橋徹也訳、ドメス出版
- ジム・ケメニー (1992=2014) 『ハウジングと福祉国家——居住空間の社会的構築』祐成保志訳、新曜社
- ジグムント・バウマン (2001=2017) 『コミュニティ』奥井智之訳、筑摩書房
- 早川和男 (1997) 『居住福祉』岩波書店
- 本間義人 (2009) 『居住の貧困』岩波書店
- ロバート・モリソン・マッキン・ヴァー (1917=2009) 『コミュニティ——社会学的研究：社会生活の性質と基本法則に関する一試論』中久郎・松本通晴監訳、ミネルヴァ書房
- 山崎亮 (2011) 『コミュニティデザイン——人がつながるしくみをつくる』学芸出版社

18) 社会学における不平等に関する代表的な研究としては、「社会移動」の研究や「文化資本」の研究が挙げられます。どのような研究があるか、調べてみましょう。